

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の充実に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画的に進めば2025年度に完了となります。今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早期に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を継続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財源措置を講じること。
5. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

みやま市議会議長 牛嶋 利三

提出先

衆議院議長	額賀 福志郎 殿
参議院議長	尾辻 秀久 殿
内閣総理大臣	岸田 文雄 殿
財務大臣	鈴木 俊一 殿
総務大臣	松本 剛明 殿
文部科学大臣	盛山 正仁 殿